



2021. 8. 25

新たに2つの追加型投資信託の取扱を開始

静銀ティーエム証券株式会社

静銀ティーエム証券（社長 杉本浩利）では、お客さまの中長期的な資産形成にお応えするファンドのラインアップの充実を目的に、新たに2つの追加型投資信託の取扱を開始しますので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日 8月26日（木）

2. 商品概要（詳細はパンフレットをご参照ください）

（1）GS グローバル環境リーダーズ

① 投資委託会社／ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

② 商品の特色

- ・持続可能な社会の実現に向けて社会全体の意識が高まるなか、本ファンドでは、3つの主要テーマ（「脱炭素社会」「持続可能な消費と生産」「循環経済」）を特定し、主に環境問題の解決に貢献する製品やサービスを提供する世界の「ソリューション・プロバイダー企業」の株式を投資対象とします。
- ・組入銘柄の選定にあたっては、財務諸表や経営実績に加えて ESG に関する取り組みや環境に与えるインパクトも考慮します。
- ・主なリスクは、株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）・集中投資リスク、新興国株式市場への投資にともなうリスク、中小型株式への投資リスク、為替変動リスクです。

（2）深セン・イノベーション株式ファンド

① 投資委託会社／日興アセットマネジメント株式会社

② 商品の特色

- ・新たな技術や産業の創出で高い成長性が期待され、シリコンバレーに匹敵する中国のイノベーション都市として注目を集める「深セン証券取引所」に上場されている、人民元建ての中国本土株式（A株）を投資対象とします。
- ・主なリスクは価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスクです。

3. 取扱店 本支店全店 （18カ店）

SHIZU-GIN

GS グローバル環境リーダーズ

愛称:ecoWIN

年2回決算コース／毎月決算コース（分配条件提示型）

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書
（交付目論見書）

使用開始日 2021.8.26

GS GLOBAL
ENVIRONMENTAL
LEADERS

※「ecoWIN」は商標登録出願中です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先

ホームページ
アドレスwww.gsam.co.jp

電話番号

03-6437-6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年2回決算コース 年2回 ----- 毎月決算コース (分配条件提示型) 年12回(毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS グローバル環境リーダーズ 年2回決算コースおよびGS グローバル環境リーダーズ 毎月決算コース(分配条件提示型)(以下、これらのファンドを総称して「本ファンド」または「ecoWIN」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年8月6日に関東財務局長に提出しており、2021年8月22日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- 本書においてGS グローバル環境リーダーズ 年2回決算コースを「年2回決算コース」、GS グローバル環境リーダーズ 毎月決算コース(分配条件提示型)を「毎月決算コース(分配条件提示型)」、それぞれを「各コース」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：3兆2,893億円(2021年6月末現在)

資本金：4億9,000万円(2021年8月6日現在)

グループ資産残高(グローバル)：1兆9,538億米ドル(2020年12月末現在)

ファンドの目的

日本を含む世界の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- ① 日本を含む世界の株式を実質的な主要投資対象とし、主として環境問題の解決に関連する主要なテーマに沿うと考えられる企業の株式に投資します。
- ② 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ③ 年2回決算コース、毎月決算コース(分配条件提示型)の選択が可能です。

※環境問題の解決に関連する主要なテーマには、グリーン・エネルギー、資源効率、持続可能な消費と生産、廃棄物処理とリサイクル、水資源の持続可能性が含まれますが、これらに限定するものではありません。

※特定の業種(テクノロジーや消費財を含みますが、これらに限定するものではありません。)に集中して投資を行います。

※分配方針についての詳細は、後記「ファンドの分配方針」をご覧ください。

※販売会社によっては、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います(ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください。)

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

環境問題のソリューション・プロバイダーへ投資

持続可能な社会の実現に向けた社会全体の意識が高まり、環境問題に対する取り組みがより一層強く求められています。消費行動や投資行動の変化を受け、環境問題の解決に貢献する製品やサービスを提供する「ソリューション・プロバイダー」は、今後大きく成長していくことが見込まれます。

本ファンドでは、環境問題を解決するにあたって重要な投資テーマを特定し、環境問題のソリューション・プロバイダーへの投資を行うことで長期的なリターンをめざします。

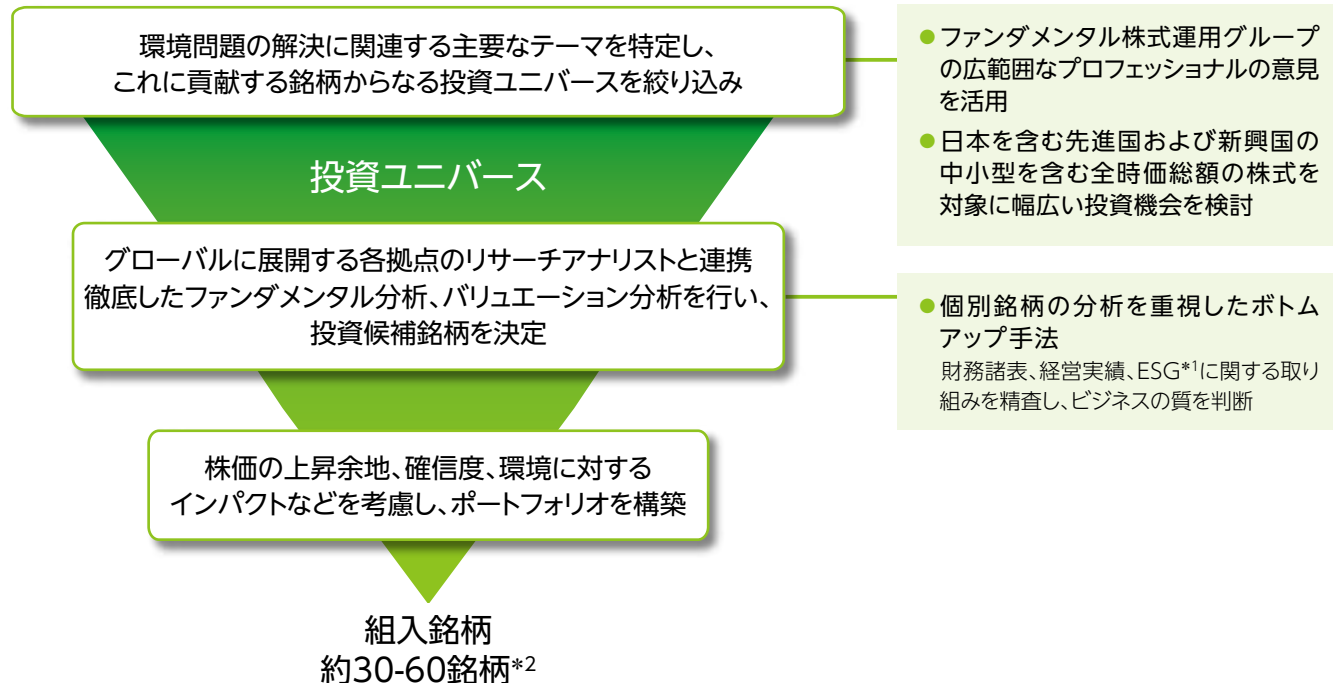
投資テーマとソリューション・プロバイダー



上記は2021年8月6日時点の投資テーマであり、これらに限定されるものではありません。また、将来変更される可能性があります。

投資プロセス

本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループが担当し、以下の投資プロセスに従って運用を行います。



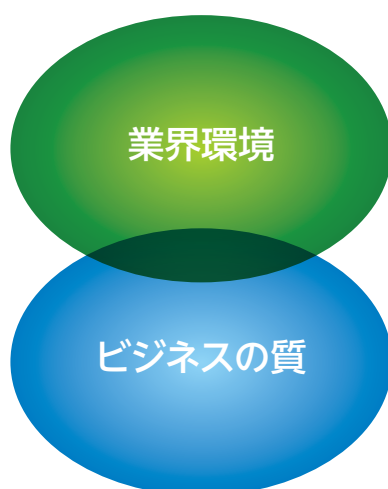
*1 ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字をとったものです。

*2 市場環境やその他の要因により今後変更する可能性があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

上記の投資プロセスは変更される場合があります。上記は本ファンドが主要投資対象とする外国投資証券の投資プロセスを説明したものです。

銘柄選択のポイント

以下のような観点から、業界およびビジネスを評価し、質の高いビジネスを行う企業を発掘し、魅力的なバリュエーション水準にあると判断される企業に投資します。

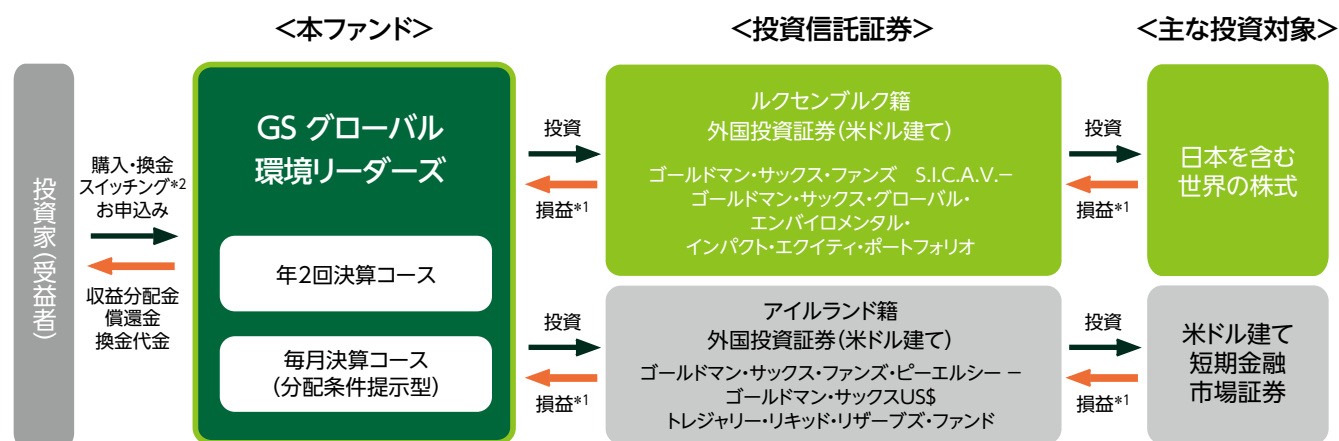


- **業界の成長ポテンシャルおよび潜在的な市場規模**
マクロ経済、人口動態、普及率
- **競争環境とマーケットシェア**
構造、参入障壁
- **規制環境と政府の影響力**
国による設備投資や価格設定に対する関与、税政策、補助金
- **競争優位性**
ブランド力、製品・サービスの優位性、顧客のロイヤルティ
- **マネジメントの質**
規律ある資本配分、執行能力、事業戦略
- **環境サステナビリティ**
廃棄物の管理、排出ガス、資源効率等への取り組み
- **社会的な考慮**
従業員の安全と雇用維持、サプライチェーン・マネジメント、コミュニティへの影響
- **ガバナンス**
取締役会の独立性、会計慣行、少数株主への対応

上記は銘柄選択の基準を例示したものであり、実際に組入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる基準は今後変更される場合があります。上記がその目的を達成できる保証はありません。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 販売会社によっては、各コース間でスイッチングが可能です。ただし、換金時と同様に税金をご負担いただきます。くわしくは販売会社までお問い合わせください。

※上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」、「組入れ投資信託証券」または「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則としてルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)「ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.-ゴールドマン・サックス・グローバル・エンバイロメンタル・インパクト・エクイティ・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

※上記は2021年8月6日現在予定されている組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(指定投資信託証券を除きます。)への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

年2回決算コース

原則として、年2回の決算時(毎年2月10日および8月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2022年2月10日とします。

毎月決算コース(分配条件提示型)

原則として、毎月の決算時(毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に収益分配を行います。分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。なお、毎計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の基準にしたがい分配を行うことをめざします。基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2021年10月11日とします。

毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の基準にしたがい分配を行うことをめざします。

毎決算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額水準等を勘案して決定します。
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※毎計算期末の前営業日の基準価額の水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを原則としますが、その金額は変動するものであり、基準価額の水準によっては分配金が支払われないこともあります。

※特に決算期末にかけて基準価額が急激に変動した場合など基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

※上記表に記載された基準価額および分配金額は、将来の運用の成果を保証または示唆するものではなく、特に環境関連企業等の株式の下落局面や為替レート的大幅な変動によっては、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を大きく下回る場合があります。

※投資家のファンドの購入価額によっては、基準価額が1万円を超えて支払われた分配金であっても、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

※収益分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があることにご留意ください。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

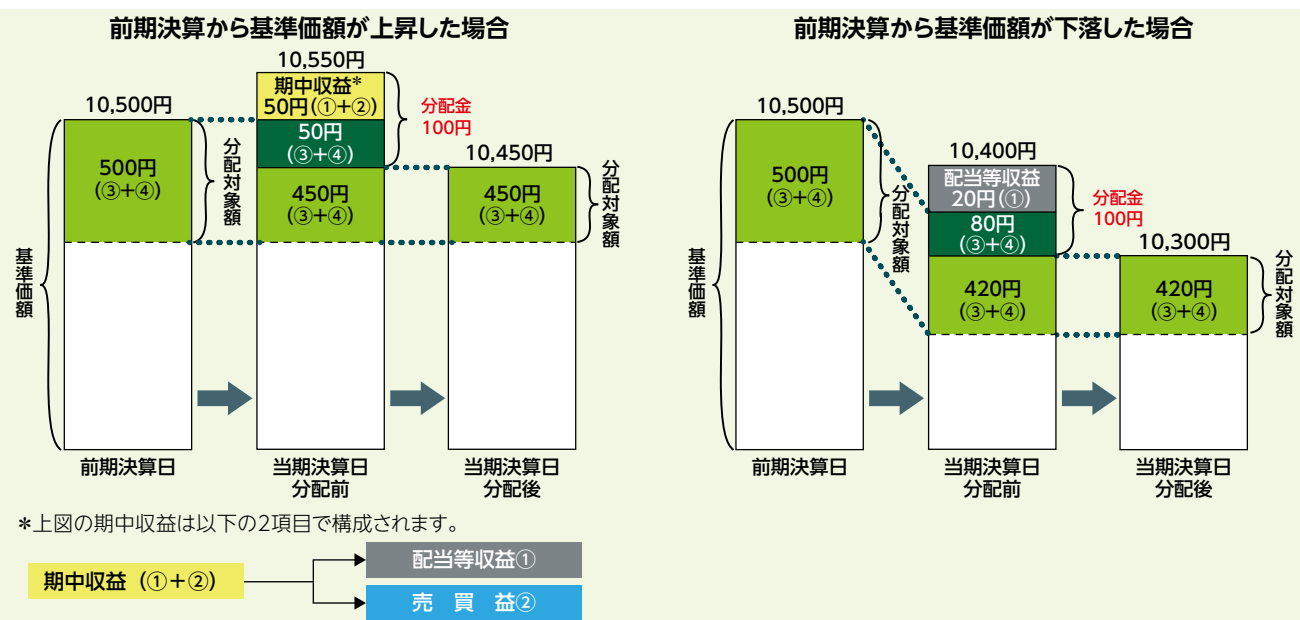


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

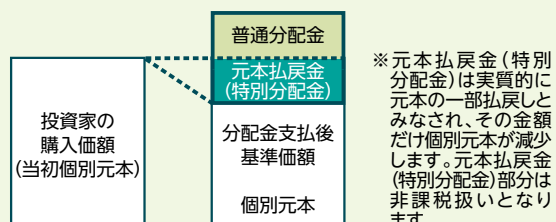


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

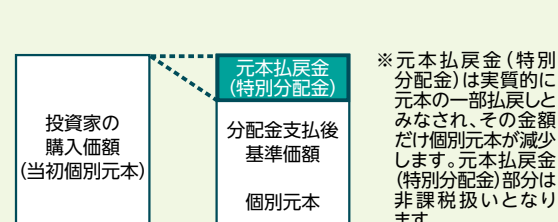
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

追加的記載事項

組入れファンドの概要

フ ァ ン ド 名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.- ゴールドマン・サックス・グローバル・エンバイロメンタル・インパクト・エクイティ・ポートフォリオ
フ ァ ン ド 形 態	ルクセンブルク籍外国投資証券(米ドル建て)
投 資 目 的	主に、環境問題の解決に関連する主要なテーマに沿うと考えられる世界の企業の株式(日本を含む)に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
運用の基本方針等	①主に、環境問題の解決に関連する主要なテーマに沿うと考えられる世界の企業の株式(日本を含む)に投資します。 ②環境問題の解決に関連する主要なテーマには、グリーン・エネルギー、資源効率、持続可能な消費と生産、廃棄物処理とリサイクル、水資源の持続可能性が含まれますが、これらに限定するものではありません。 ③ポートフォリオは、特定の業種(テクノロジーや消費財を含みますが、これらに限定するものではありません。)に集中して投資を行います。 ④株式投資には株式および優先株式、新株予約権、預託証券等の株式関連証券が含まれます。 ⑤市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
運 用 報 酬 等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管 理 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投 資 顧 問 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副 投 資 顧 問 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)

上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

フ ァ ン ド 名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド
フ ァ ン ド 形 態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投 資 目 的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期金融商品(アメリカ合衆国財務省証券)、決済機関への預金およびリバース・レポ取引などの信用度の高い金融市場証券等に投資します。 ②購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 ③株式への投資は行いません。
運 用 報 酬 等	なし(投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。)
管 理 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投 資 顧 問 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)
副 投 資 顧 問 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)

上記は2021年8月6日現在予定されている組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは日本を含む世界の株式を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。また、本ファンドは、特定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティ(価格変動性)が高く大きなリスクがあると考えられます。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



新興国株式市場への投資に伴うリスク

本ファンドの実質的な投資対象には新興国の株式も含まれます。新興国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の取崩・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。



中小型株式への投資リスク

本ファンドの実質的な投資対象には中小型株式も含まれます。中小型株式は、大型株式と比べて時価総額が小さく、相対的に流動性が低く、ボラティリティが高いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。



為替変動リスク

本ファンドは、日本を含む世界の株式を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国・地域の政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

留意点

ESGに関する留意点

本ファンドは、ESGの観点から業種あるいは事業の内容についての評価を行い、特定の業種に属する企業または特定の事業を営む企業については投資対象から除くことを基本方針としますが、これらの企業が投資対象から除かれることを保証するものではありません。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

年2回決算コース

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2021年8月26日から運用を開始するため、
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

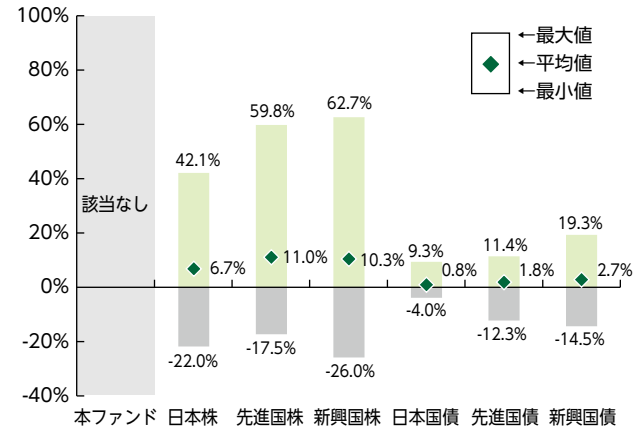
毎月決算コース(分配条件提示型)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

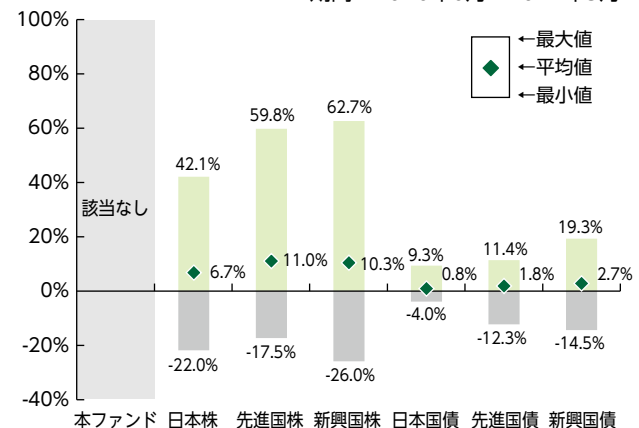
本ファンドは2021年8月26日から運用を開始するため、
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

期間：2016年6月～2021年5月

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

期間：2016年6月～2021年5月



- 本ファンドは2021年8月26日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2021年8月26日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。

手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社によって異なります。	
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額	
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。	
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。	
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額	
	換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。	
 申込について	購入・換金申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日、12月24日および主要な組入れファンドが定めるその他の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)	
	申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで	
	購入の申込期間	2021年8月26日から2022年11月10日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)	
	換金制限	各コースについて信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円以上の大口のご換金は制限することがあります。	
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。	
 その他	信託期間	2031年8月8日まで(設定日：2021年8月26日) ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。	
	繰上償還	各コースについて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。また、主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了します。	
	決算日	年2回決算コース	毎年2月10日および8月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2022年2月10日とします。
		毎月決算コース(分配条件提示型)	毎月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2021年10月11日とします。
	収益分配	年2回決算コース	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。
		毎月決算コース(分配条件提示型)	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。
		※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。	
	信託金の限度額	各コースについて2,000億円を上限とします。	
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。	
	運用報告書	年2回(2月および8月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。	
	スイッチング	販売会社によっては、各コース間でスイッチングが可能です。 ※スイッチングの際には換金時と同様に換金されるファンドに対して税金をご負担いただきます。 くわしくは販売会社までお問い合わせください。	
	課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 配当控除の適用はありません。	

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.3% (税抜3%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。)	
		購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。	
換金時	信託財産留保額	なし	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して	
		年率 1.7875% (税抜1.625%)	
		内訳	
		支払先の配分 および 役務の 内容	
		委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等
	販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.88% (税抜0.8%)
	受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0275% (税抜0.025%)
		※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。	
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。	
随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2021年8月6日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

・20歳以上の方…毎年、年間120万円まで

・20歳未満の方…毎年、年間80万円まで

NISAの非課税期間(5年)以内に信託期間が終了(繰上償還を含む)した場合、制度上、本ファンドで利用した非課税投資額(NISA枠)を再利用することはできません。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

深セン・イノベーション株式ファンド (1年決算型)

追加型投信／海外／株式



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「深セン・イノベーション株式ファンド(1年決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年8月25日に関東財務局長に提出しており、2021年8月26日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	アジア	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	26兆1,058億円
	(2021年5月末現在)

ファンドの目的

主として、深セン証券取引所に上場されている中国企業の株式に加えて、米国の金融商品取引所などに上場されている中国企業の株式にも投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1

中国のシリコンバレーとして知られる深センに着目し、イノベーション企業の成長を積極的に捉えます。

- 深セン証券取引所に上場されている、人民元建ての中国本土株式(中国A株)を主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。また、米国の金融商品取引所などに上場されている中国企業が発行する株式(預託証券を含みます。)にも投資を行ないます。
- 大型株式だけでなく、中小型株式にも幅広く投資機会を求めます。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

2

日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用を行ないます。

- 中国A株や、アジアの株式への投資に豊富な実績を有する、日興アセットマネジメント アジア リミテッド(NAM アジア)がマザーファンドの運用を行ないます。
- 深センに本拠を置き、中国本土市場に精通した資産運用会社として知られる融通(ロントン)基金管理有限公司から提供される情報や、日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドからの情報も活用します。

3

年1回、決算を行ないます。

- 毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

深センとは?

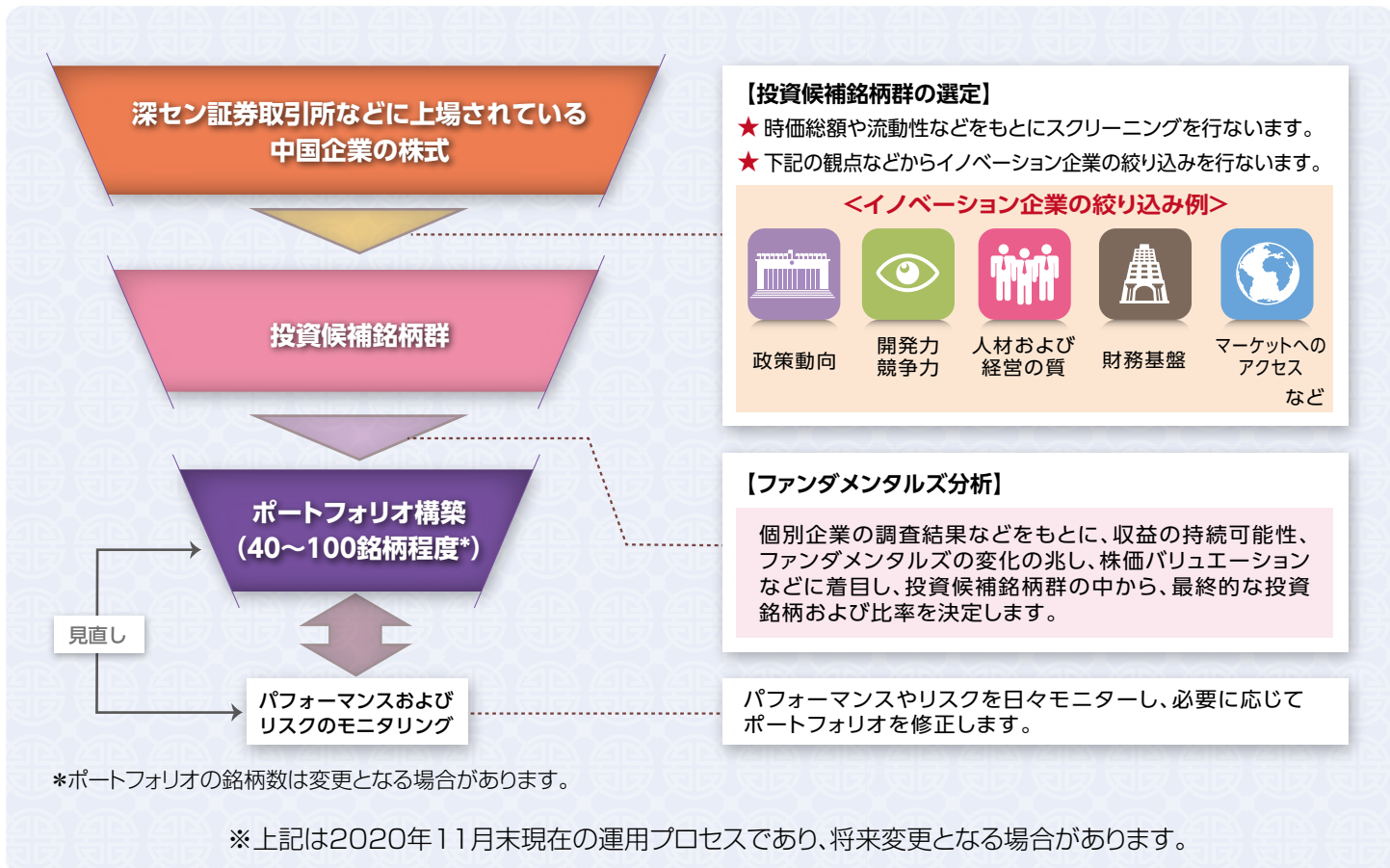


- 深センは1980年に中国政府によって経済特区に指定されて以降、飛躍的な成長を遂げてきました。近年は新興産業の発展に力を入れており、米国のシリコンバレーに匹敵する新たなイノベーション都市として、世界の注目を集めています。
- 深セン証券取引所は、国営企業などオールドエコノミーの企業が多く上場する上海証券取引所と異なり、IT(情報技術)やヘルスケアなどニューエコノミーの民間企業が多く上場しています。また、日本の東証マザーズ市場にあたる新興企業向け市場が設けられていることも特徴です。

※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

運用プロセス

- 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用プロセスは、以下の通りです。



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- 上海や深センのストックコネクト(株式相互取引制度)を通じた中国A株への投資においては、取引可能な銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたって売買停止措置がとられる可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクト特有の条件や制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。さらに、ストックコネクトにおける取引通貨はオフショア人民元となり、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。こうした要因から、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

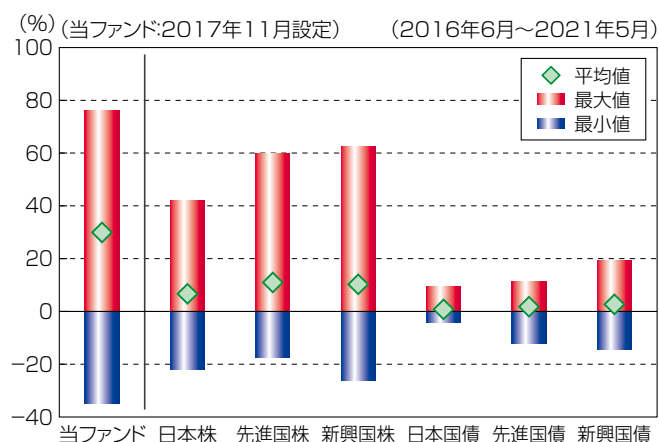
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2021年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	29.9%	6.7%	11.0%	10.3%	0.8%	1.8%	2.7%
最大値	76.0%	42.1%	59.8%	62.7%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-35.0%	-22.0%	-17.5%	-26.0%	-4.0%	-12.3%	-14.5%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年6月から2021年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

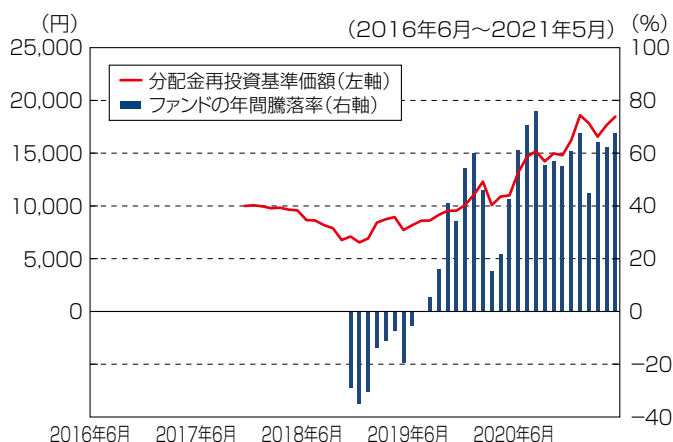
日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2017年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 18,466円

純資産総額…………… 704.72億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2018年11月	2019年11月	2020年11月	設定来累計
0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

※2021年4月6日に「深セン市場 中小企業板」が「深セン市場 メインボード」に統合されたため、下記＜上場市場別組入比率＞＜組入上位10銘柄＞の「上場市場」の項目では「深セン市場 メインボード」で表示しています。

＜資産構成比率＞

組入資産	比率
株式等	97.3%
うち先物	0.0%
現金その他	2.7%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率で、対純資産総額比です。

＜上場市場別組入比率＞

上場市場	比率
深セン市場	75.6%
メインボード	36.5%
創業板	39.1%
上海市場	8.6%
メインボード	6.4%
科创板	2.2%
香港市場	11.6%
米国市場	2.6%
その他市場	0.0%

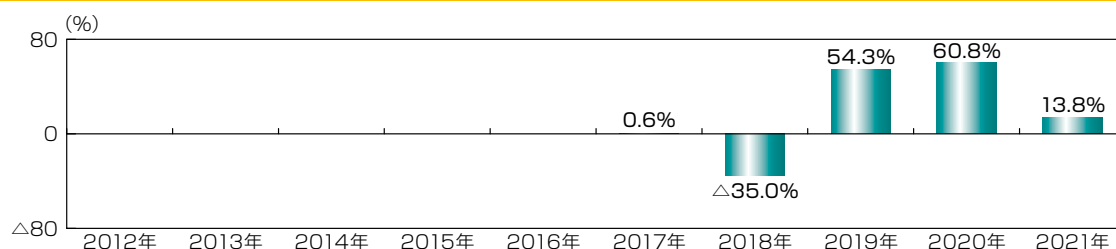
※マザーファンドの対純資産総額比です。

＜組入上位10銘柄＞(銘柄数:67銘柄)

	銘柄名	通貨	上場市場	業種	比率
1	CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A チョンチン・ジーフェイ・バイオリジカル	中国元	深セン市場 創業板	ヘルスケア	3.7%
2	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A コンテンポラリー・アンペレックス・テクノロジー	中国元	深セン市場 創業板	資本財・サービス	3.5%
3	EAST MONEY INFORMATION CO-A イースト・マネー・インフォメーション	中国元	深セン市場 創業板	金融	3.5%
4	LUXSHARE PRECISION INDUSTR-A ラクスシェア・プレジジョン	中国元	深セン市場 メインボード	情報技術	3.4%
5	WUXI LEAD INTELLIGENT EQUI-A ウーシー・リード・インテリジェント	中国元	深セン市場 創業板	情報技術	2.3%
6	LONGI GREEN ENERGY TECHNOL-A ロンギ・グリーン・エナジー	中国元	上海市場 メインボード	情報技術	2.2%
7	SHENZHEN MINDRAY BIO-MEDIC-A シェンゼン・ミンドレー・バイオメディカル	中国元	深セン市場 創業板	ヘルスケア	2.2%
8	TONGWEI CO LTD-A トンウェイ	中国元	上海市場 メインボード	生活必需品	2.1%
9	THUNDER SOFTWARE TECHNOLOG-A サンダー・ソフトウェア・テクノロジー	中国元	深セン市場 創業板	情報技術	2.0%
10	SHENZHEN INOVANCE TECHNOLO-A イノバンス・テクノロジー	中国元	深セン市場 創業板	資本財・サービス	1.9%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2021年は、2021年5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2021年8月26日から2022年2月25日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・シンガポール証券取引所の休業日 ・シンガポールの銀行休業日 ・深セン証券取引所の休業日 ・中国の銀行休業日 ・香港証券取引所の休業日 ・香港の銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2027年11月25日まで(2017年11月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年11月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.705%(税抜1.55%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	＜運用管理費用の配分(年率)＞			
	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	1.55%	0.75%	0.75%	0.05%
委託会社	委託した資金の運用の対価			
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価		
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。				
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、 ③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。		
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 また、有価証券の貸付は現在行っておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2021年8月25日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。